

台風等異常気象時における生徒の登下校

1 「暴風警報」が、尾張西部及び尾張東部のいずれかの地域において発表された場合

(1) 登校する以前に、暴風警報が発表されている場合

- ア 午前6時35分までに警報が解除された場合、平常通り授業を行う。
- イ 午前6時35分から午前11時までに警報が解除された場合、解除後2時間を経て授業を始める。
- ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は休業とする。

※ 上記ア・イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒については、自宅待機とする。

(2) 登校後に、暴風警報が発表された場合

- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から安全に帰宅できると学校が判断したときは、授業を中止して速やかに下校する。
- イ 通学路が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、該当生徒は校内において待機する。

＜尾張西部＞ 北名古屋市、岩倉市、清須市、江南市、一宮市、稲沢市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村

＜尾張東部＞ 名古屋市、小牧市、犬山市、春日井市、尾張旭市、瀬戸市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

2 「特別警報・レベル5特別警報・レベル4危険警報・警戒レベル4以上」(以下、特別警報等)が、尾張西部及び尾張東部のいずれかの地域において発表された場合

(1) 当日(午前0時以降)に、特別警報等が発表されている場合

休業とする。

※特別警報等がその日のうちに解除された場合も、授業は行わない。

(2) 登校後に、特別警報等が発表された場合

- ア 授業を中止し、教員は災害の状況等に関する情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応(校内待機、校外の避難場所への移動、保護者等への引き渡し等)を迅速に行う。
- イ 校内待機の場合、特別警報等の解除後の対応は学校が判断する。

【参考】 「特別警報」…暴風・大雪・暴風雪・波浪の4種類

「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」…大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮の4種類

「警戒レベル4以上」…市町村が発表する避難情報

3 上記1、2の場合以外で、大雨等の異常気象によって生徒の安全確保に困難が予想される場合

- (1) 学校周辺の災害の状況等を踏まえて、休業や授業の中止をすることがある。
- (2) 居住する地域の災害の状況等により、安全に登校できない場合は、登校しない。